

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>○鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例施行規則 平成15年2月7日規則第18号</p> <p>【省略】 (管理運営上の措置基準)</p> <p>第28条 条例第45条第5号の規則で定める基準は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 花環及び供花は、敷地内に設置すること。</p> <p>(2) 通夜、告別式等は、建築物の敷地内で行うこと。</p> <p>(3) 建築物内外の音又は臭いについては、周囲に影響のないよう防音又は防臭に配慮すること。</p> <p>(4) 計画地の道路状況により、交通渋滞等が予想されるときは、会葬者の自動車による来場を自粛するよう指示すること。</p> <p>(5) 計画地が商店街にあるときは、会葬等により、営業の妨げにならないよう配慮すること。</p> <p>(6) 建築物等の管理を適切に行うとともに、周辺住民等から苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応すること。</p> <p>(7) その他周辺住民等の生活環境に十分配慮すること。</p>	<p>○鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例施行規則 平成15年2月7日規則第18号</p> <p>【省略】 (管理運営上の措置基準)</p> <p>第28条 条例第45条第5号の規則で定める基準は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 花環及び供花は、敷地内に設置すること。</p> <p>(2) 通夜、告別式等は、建築物の敷地内で行うこと。</p> <p>(3) 建築物内外の音又は臭いについては、周囲に影響のないよう防音又は防臭に配慮すること。</p> <p>(4) 計画地の道路状況により、交通渋滞等が予想されるときは、会葬者の自動車による来場を自粛するよう指示すること。</p> <p>(5) 計画地が商店街にあるときは、会葬等により、営業の妨げにならないよう配慮すること。</p> <p>(6) 建築物等の管理を適切に行うとともに、周辺住民等から苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応すること。</p> <p>(7) その他周辺住民等の生活環境に十分配慮すること。</p> <p><u>2 条例第45条の2第3号の規則で定める基準は、次に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 管理者の氏名及び連絡先を記載した表示板を玄関、ホール等の見やすい場所に設置すること。</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる事項を入居者に遵守させるとともに、これらを含む管理規約を作成すること。</u></p> <p><u>ア ごみの排出については、市長の指示に従うこと。</u></p> <p><u>イ 騒音、振動、悪臭を発するなどの近隣に迷惑を及ぼす行為をしないこと。</u></p> <p><u>ウ 他人に迷惑を及ぼす路上駐車をしないこと。</u></p> <p><u>エ 危険物を持ち込まないこと。</u></p> <p><u>オ ごみ集積施設又はごみ集積所(ごみの飛散等を防止するためにごみを収集するまでの間ごみを収納するボックス等をいう。次号、第33条及び</u></p>

改正前	改正後
<p>2 <u>条例第45条の2第3号ウ</u>の規則で定める基準は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>住戸の数が25戸以上のときは、ごみ集積場の管理その他ワンルーム建築物の管理等のため、管理人を週5日以上かつ日中4時間以上配置すること。ただし、管理体制が整備されていると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>住戸の数が25戸未満のときは、管理の委託等適切な措置を講ずること。</u></p> <p>(3) <u>管理者の氏名及び連絡先を記載した表示板を玄関、ホール等の見やすい場所に設置すること。</u></p> <p>(4) <u>次に掲げる事項を入居者に遵守させるとともに、これらを含む管理規約を作成すること。</u></p> <p>ア <u>ごみの排出については、市長の指示に従うこと。</u></p> <p>イ <u>騒音、振動、悪臭を発するなどの近隣に迷惑を及ぼす行為をしないこと。</u></p> <p>ウ <u>他人に迷惑を及ぼす路上駐車をしないこと。</u></p> <p>エ <u>危険物を持ち込まないこと。</u></p> <p>オ <u>ごみの集積場所や共有部分は、常に清潔に保つこと。</u></p> <p>カ <u>アからオまでに掲げるもののほか、他の入居者や近隣住民の迷惑になる行為をしないこと。</u></p>	<p><u>第34条において同じ。)及び共有部分は、常に清潔に保つこと。</u></p> <p><u>カ アからオまでに掲げるもののほか、他の入居者や近隣住民の迷惑になる行為をしないこと。</u></p> <p><u>(3) 住戸の数が25戸以上のときは、ごみ集積施設又はごみ集積所の管理その他ワンルーム建築物の管理等のため、管理人を週5日以上かつ日中4時間以上配置すること。ただし、管理体制が整備されていると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(4) 住戸の数が20戸未満の場合であって、既存のごみ集積施設又はごみ集積所を利用するときは、市長にごみの排出計画の報告を行うこと。</u></p>

改正前	改正後
<p>【省略】 (ごみ集積施設等の設置の特例)</p> <p>第33条 条例第51条第1項ただし書の規定により、住宅の建築を目的とする開発事業であって当該住宅の戸数が20戸未満のものである場合で既存のごみ集積施設の利用ができないとき又は適切にごみの収集ができないときは、当該事業区域内にごみ集積施設を設置するものとする。</p> <p>2 条例第51条第1項ただし書の規定により、店舗、事務所等事業の用に供する建築物の建築を目的とする開発事業で当該事業区域内において排出されるごみについて当該店舗、事務所等の事業者が自己処理をする場合においては、ごみ集積施設を設置を要しないものとする。 (ごみ集積施設等の設置基準)</p> <p>第34条 条例第51条第2項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる開発事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 共同住宅の建築を目的とする開発事業</p> <p>ア ごみ集積施設の面積は、戸数が10戸以下の場合にあつては有効面積3平方メートル以上と、戸数が10戸を超える場合にあつては3平方メートルに0.2平方メートルに10戸を超える部分の数を乗じて得た面積を加算した面積以上の有効面積とすること。</p>	<p>【省略】 (ごみ集積施設等の設置の特例)</p> <p>第33条 条例第51条第1項ただし書の規定により、住宅の建築を目的とする開発事業 <u>(次項に規定するものを除く。)</u> であつて当該住宅の戸数が20戸未満のものである場合で既存のごみ集積施設 <u>若しくはごみ集積所</u> の利用ができないとき又は適切にごみの収集ができないときは、当該事業区域内 <u>の適切にごみを収集できる位置</u> にごみ集積施設を設置するものとする</p> <p><u>2 条例第51条第1項ただし書の規定により、住宅の建築を目的とする開発事業 (条例別表第1の6の項以外の項に該当するものを除く。)</u> であつて当該住宅の戸数が20戸未満のものである場合で既存のごみ集積施設若しくはごみ集積所の利用ができないとき又は適切にごみの収集ができないときは、<u>当該事業区域内の適切にごみを収集できる位置にごみ集積施設又はごみ集積所を設置するものとする。ただし、当該位置にごみ集積施設又はごみ集積所を設置できないときは、ごみ集積施設又はごみ集積所の設置に代えて、市長にごみの排出計画の報告を行うものとする。</u></p> <p><u>3 条例第51条第1項ただし書の規定により、店舗、事務所等事業の用に供する建築物の建築を目的とする開発事業で当該事業区域内において排出されるごみについて当該店舗、事務所等の事業者が自己処理をする場合においては、ごみ集積施設を設置を要しないものとする。</u> (ごみ集積施設等の設置基準)</p> <p>第34条 条例第51条第2項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる開発事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 共同住宅の建築を目的とする開発事業 <u>(次号に掲げるものを除く。)</u></p> <p>ア ごみ集積施設 <u>(ワンルーム建築物にあつては、ごみ集積施設又はごみ集積所)</u> の面積は、戸数が10戸以下の場合にあつては有効面積3平方メートル以上と、戸数が10戸を超える場合にあつては3平方メートルに0.2平方メートルに10戸を超える部分の数を乗じて得た面積を加算した面積以上の有効面積とすること。 <u>ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。</u></p>

改正前	改正後
<p>イ 原則として形状は長方形とし、周囲の3方を高さが標準として1メートルの補強コンクリートブロック等で囲い、1方を開放等し、土間コンクリートを施すこと。この場合において、ごみ集積施設の間口又は建具の有効幅は原則として0.9メートル以上とすること。</p> <p>ウ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条に規定する停車及び駐車を禁止する場所を除き、じん芥車の通行及び収集作業が安全かつ容易にできる位置で、一般車両及び歩行者の通行に支障がない位置とすること。</p> <p>エ 給排水設備を設けること。</p> <p>オ 当該共同住宅又は共同住宅の敷地内で収集作業に支障を生じない場所に設置すること。</p> <p>カ ごみの集積施設に収集曜日、分別方法等を記載した標示板を別に定めるところにより設置すること。</p> <p>(2) 共同住宅以外の住宅の建築を目的とする開発事業 ア <u>前号</u>アからウまで<u>及びカ</u>に定めるものとする。こと。 イ 当該住宅の立地条件を勘案し、概ね20戸につき1箇所の割合で設置すること。</p> <p>(3) 店舗、事務所等事業の用に供する建築物の建築を目的とする開発事業 ごみの分別排出及び資源物の保管が可能な集積場所を確保すること。 【省略】</p>	<p>イ 原則として形状は長方形とし、周囲の3方を高さが標準として1メートルの補強コンクリートブロック等で囲い、1方を開放等し、土間コンクリートを施すこと。この場合において、ごみ集積施設の間口又は建具の有効幅は原則として0.9メートル以上とすること。</p> <p>ウ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条に規定する停車及び駐車を禁止する場所を除き、じん芥車の通行及び収集作業が安全かつ容易にできる位置で、一般車両及び歩行者の通行に支障がない位置とすること。</p> <p>エ 給排水設備を設けること。</p> <p>オ 当該共同住宅又は共同住宅の敷地内で収集作業に支障を生じない場所に設置すること。</p> <p>カ ごみの集積施設に収集曜日、分別方法等を記載した標示板を別に定めるところにより設置すること。</p> <p><u>キ その他ごみ集積施設の構造等について必要な事項は、別に定めるところによること</u></p> <p><u>(2) 共同住宅の建築を目的とする開発事業（条例別表第1の6の項以外の項に該当するものを除く。） 前号ア、ウ、エ、オ及びカに定めるものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(3) 共同住宅以外の住宅の建築を目的とする開発事業</u> ア <u>第1号</u>アからウまで、<u>カ</u>及び<u>キ</u>に定めるものとする。こと。 イ 当該住宅の立地条件を勘案し、概ね20戸につき1箇所の割合で設置すること。</p> <p><u>(4) 店舗、事務所等事業の用に供する建築物の建築を目的とする開発事業</u> ごみの分別排出及び資源物の保管が可能な集積場所を確保すること。 【省略】</p>